

平成 20 年 8 月 20 日

各位

上場会社名	株 式 会 社 ア ガ ス タ (コード番号：3330 東証マザーズ) (URL http://www.agasta.co.jp)
本社所在地	東京都港区三田二丁目 21 番 6 号
代表者名	代表取締役社長 鈴木 康 二
問合せ先	取締役管理本部長 田 中 郁 恵
T E L	03 - 5440 - 6226

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 20 年 8 月 20 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 9 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 439 条の定めに従い、監査役会および会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
なお、同規程第 439 条は平成 20 年 11 月 1 日より適用されることとなります。
- (2) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる規定を新設するものであります。
- (3) その他、規定の新設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印を行なう。</u></p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>

以上